

唐後半期の郊廟親祭について

— 唐代における皇帝の郊廟親祭 その(3) —

金子修一

一 はじめに
二 各論

- (一) 肅宗
 - (二) 代宗
 - (三) 徳宗
 - (四) 憲宗
 - (五) 穆宗・敬宗・文宗
 - (六) 武宗
 - (七) 宣宗
 - (八) 懿宗
 - (九) 僖宗
 - (十) 昭宗
 - (十一) 哀帝(昭宣帝)
- 三 おわりに

一 はじめに

筆者はこれまで、「唐太宗—睿宗の郊廟親祭について——唐代における皇帝の郊廟親祭 その(1)——」(唐代史研究會編『中國の都市と農村』所收、汲古書院、一九九二年、以下拙稿aと稱する)、「玄宗朝の皇帝親祭について」(池田溫編『中國禮法と日本律令制』所收、東方書店、同年、以下拙稿bと稱する)の二篇の拙稿を通じて、唐代各皇帝の郊祀と宗廟との親祭の意義について検討してきた。⁽¹⁾ 本稿はそれらの續篇で、肅宗から哀帝(昭宣帝)までの郊廟親祭を逐次検討し、最終篇となるものである。

前二篇で明らかにしたように、唐初には郊祀・宗廟の親祭は別々に行われたが、玄宗の天寶年間に老子廟たる太清宮が作られ、天寶十載(七五二)の正月には太清宮—太廟—南郊の順に一日ごとに親祭が行われた。この祭祀改革は劃期的なものとなり、以下に見る通り、肅宗以後の皇帝の親祭は大半がこの順で行われるものとなった。本稿では、この方式の祭祀(以下「一連の祭祀」「一連の親祭」と稱する)の行われた理由を各皇帝ごとに探り、唐後半における郊廟親祭の意義を明らかにしてゆく。結論を先に言うと、一連の親祭の重點は南郊にあるが、そのことを證明するのが本稿の第一の課題となる。そしてこの理解が正しいとなると、太清宮—太廟の祭祀がどのような意味あい⁽²⁾で郊祀の前に置かれているのか、という點が次の問題となる。宗廟單獨の親祭には即位後の謁廟や臨時の告祭があるので、この問題は言い換えれば、親郊に伴う太清宮や太廟の祭祀が謁廟や告祭とどのような關係にあるのか、という問いとなる。

本稿の結論は、一部は拙稿「關於唐代後半的郊祀和帝室宗廟」(中國唐代學會主編『第二屆國際唐代學術會議論文集』下冊所收、臺北・文津出版社、一九九三年)で述べ、また「中國の皇帝制——とくに唐代の皇帝祭祀を中心に——」(石上英一他編『講座前近代の天皇』第五卷所收、青木書店、一九九五年)にも要約して述べておいた。しかし、以上に示した各論點についてはこれらの中では十分に展開していない。本稿は、肅宗以後の郊廟親祭の實態を吟味すると共に、特に右の二點について具體

的に解明しようと努めるものである。

二各論

(一) 肅宗

安史の亂の最中に靈武で即位した肅宗が、⁽³⁾至徳二載(七五七)一〇月に長安に戻った時には太廟は戦火で焼亡しており、肅宗は素服で焼跡の太廟に哭すること三日にして大明宮に入った(『舊唐書』肅宗紀)。翌一一月には新作の九廟の神主を長安殿に安置、肅宗が親享した(『唐會要』卷一七廟災變)。一二月には玄宗が蜀から歸還、九廟の神主に謁してから興慶宮に落着いた。翌乾元元年四月一〇日辛亥には新しい太廟が完成、九廟の神主を長安殿から遷し、王公百寮を從え法駕に御した肅宗がこれに臨んだ(『冊府元龜』卷三〇帝王部奉先三)。宗廟に新たに神主を納める禮を耐祭というが、この時には親祭の耐祭つまり親耐の禮が行われたわけである。

こうして肅宗の郊廟親祭は可能となった。果たして『舊唐書』肅宗紀同年同月條に

甲寅、上親しやうしく九廟を享まうり、遂つひで圓丘に事まうする有り。即日宮(大明宮)に還る。翌日、明鳳門(丹)に御し、天下に大赦す。

とあるように、すぐに郊廟の親祭が行われた。太廟での神主の耐祭は一〇日に終っているもので、一三日甲寅の太廟親享は親耐の禮ではなく、次の親耐に向けての告祭であったと考えられる。⁽⁴⁾その親耐の理由については、翌日の大赦文(唐大詔令集)卷六九「乾元元年南郊赦」に

是を用て先后を追崇し、中宮を建立し、永く言ことに孝思して徽音を文母に感じ、婦道を行しは俾ためて虞嬪に釐降するを想ふ。(中略)然る後に瓚を清廟に執りて五聖之重光を歌ひ、圓丘に燔祭して百神之受職を覩る。復ふたび祭禮を修め、再び樂章を備へ、尊祖配天して舊物を失はず。

とある。先后とは先代の皇帝の意味で、「追崇先后」とは一〇日に九廟の神主を太廟に納めたことを言い、「建立中宮」とは淑妃張氏を皇后に立てたことを指す。⁽⁵⁾「復修祭禮、再備樂章」は太廟再建のことで、「尊祖配天、不失舊物」は高祖を配して郊天を行うことであるが、後者がこの度の親祭の主眼であったと考えられる。前述のように、太廟再建に關わる親附の禮が既に済んでいるのに對し、肅宗の南郊の親祀は今回が初めてであるからである。唐代では、冬至・正月の定時の郊祀以外の日に臨時の親郊が行われるのは稀である。今回がその少ない例の一つで、郊廟の祭祀の再開を天に告げるものであった。前日の廟享はそのことを祖靈に告げる告祭であるが、大赦文によれば太廟の再建や立后という宗廟に關係する要素もあった。なお、この時には太清宮の親祭は行われていない。

翌乾元二年正月一〇日乃至一一日には、肅宗自ら籍田の禮を行った(親耕)。唐初に太宗は即位二年後の冬至に親郊して、翌年正月に親耕とそのことの太廟への告祭とを行い、高宗も同様の禮を行った。また、睿宗は即位二年後の正月一日に太廟、一一日に南郊、一八日に籍田と續けて親祭を行った。⁽⁷⁾肅宗の場合、即位二年後に親郊を行い翌年正月に親耕を行っているので、太宗・高宗の先例に倣ったと言える。四月の郊天から正月の籍田までやや隔たっており、親耕に伴う告廟の親祭が無いなど多少の相違はあるが、國都長安を回復した肅宗の、唐初の先例に従おうとする意欲をそこに認めるべきであろう。因みに、用意された耒耜は彫刻文飾が施されていたので、「田器は農人之を執る、朴素に在り、豈に文飾せんや。」という肅宗の言葉で別の物に取換えられた(『舊唐書』卷二四禮儀志四)。

次に、上元二年(七六一)一月二十八日から二月一日にかけて行われた一連の親祭がある。これが、年號を廢止すると同時に月も斗建を用いて建子・建寅と數えるように定めたことを郊廟に告げる親祭であり、その郊祀が臨時の告祭であることは別稿で指摘したが、⁽⁸⁾『冊府元龜』卷三四帝王部崇祭祀三に見える元年建子月の詔には

今既に諸の古法に循ひ、彼の虛名を讓く、⁽⁹⁾革故の宜、已に臣下に宣ぶるも、昭報の旨は、未だ郊廟に展べず。とあって、そのことが確認される。また、建卯月辛亥朔日に發せられた大赦文には

虔んで玄元に告げ、清廟に致齋し、恭んで舊典を行ひ、禮を南郊に展ぶ。

と、太清宮―太廟―南郊の順の祭祀が明記されているが、玄元皇帝廟即ち太清宮の祭祀の告祭（＝虔告）であることが判る。紀年法改正に伴う親祭そのものは親郊に重點があつたであろうから、太廟について「致齋清廟」というのも、親郊の準備段階の祭祀の意味と解してよいであろう。要するにこの時の太清宮や太廟の親祭は、親郊の前の告祭（親告）であつたと考えられるのである。

(二) 代 宗

代宗の場合、廣徳二年（七六四）二月の太清宮―太廟―南郊の一連の祭祀が唯一の親祭である。これについては、『全唐文』卷四五二邵説「爲郭令公賀南郊大禮表」に

伏して承うけたまはるに、今月二日に皇太子を冊し、六日に太清宮に朝獻し、七日に太廟に享し、八日に南郊に有事する者と。宮廟に欵謁し、祖禰を尊崇し、敬天之禮を展べ、百神受職す。

とあり、皇太子（徳宗）の冊立と一連の親祭とを、慶賀すべきものとして纏めて述べている。またこの時の大赦文の恩典(10)を記した部分には、

應に太清宮・郊・廟に在るべき諸色の職掌者及び冊皇太子行事官、撰冊并びに書冊文及び檢校造冊官は、普恩之外、三品已上は爵一級を賜へ（下略）。

などとあり、太清宮・太廟・南郊の各祭祀に關わつた者以外に、皇太子の冊禮に關わつた諸官に對しても恩典が施されている。これらのことから、代宗の一連の親祭が二月一日の立太子にあわせて行われたことは明白である。その點では、肅宗の張氏立后時に類する理由で行われた親祭であつたとも言えよう。(11)

(三) 德宗

德宗以後、多くの皇帝は一連の祭祀を即位翌年に親祭するようになり、しかも宣宗まですべて正月に行っている。即位翌年に行わなかった憲宗と文宗については明確な理由が考えられ、德宗以後は即位翌年正月の一連の親祭が定例化して新帝に必須の儀禮となった、と言い得る。そこで、以後の各皇帝の親祭の実施状況については表一に據り、類似した個別の史料の提示は極力避けることとする。

德宗の建中元年(七八〇)正月の親祭は、今述べた即位翌年正月の親祭の嚆矢である。肅宗の最初の親祭は立后とも関連し、代宗の一連の親祭は德宗の立太子と関連していたが、これ以後、即位後最初の親祭について立后や立太子といった諸要素が考慮されなくなる。唐代で禮制に則った正月上辛に親祭が行われたのもこの時が最初で、以後の皇帝の親郊は宣宗の場合を除いて、すべて正月上辛または冬至に行われている。德宗による即位翌年正月の一連の親祭の実施は、明らかに唐後半期の皇帝親祭の劃期となったのである。またこの時には、改元は正月朔日に行われ大赦は親郊當日に行われた。その大赦文で兩税法の実施が宣言されているのも興味深い(『資治通鑑』卷二二六)、親郊・大赦と改元とが極めて接近した時点で行われる結果となったことにも、注意しておく必要がある。

(13) 次(13)の貞元元年(七八五)冬至の親郊の目的は、朱泚・李懷光・李希烈らの亂の平定を昊天上帝や祖廟に告謝することにあり、『陸宣公翰苑集』卷六に収録された昊天上帝・玄宗廟・肅宗廟・代宗廟への告謝文から、そのことを確認することができる。また、『新唐書』德宗紀同年條には

十一月癸卯、南郊に有事す。大赦して奉天・興元の扈從の百官、收京の將士に階・勳・爵を賜ふ。

とあり、『舊唐書』德宗紀からは親郊に渾瑊・李抱眞・嚴震・駱元光・韓遊瓌・唐朝臣・康日知等の大將が侍祀したことが判る。以上の顔ぶれや賜與の対象から見ても、朱泚の亂の平定を契機とする親郊であったことが判る。また、『陸宣公

表一 唐後半期皇帝郊廟親祭年表

皇帝	廟宗	代宗	德宗	順宗	憲宗
年(西曆)月	至德一(七五六)七即位 乾元一(七五八)四 一二七五九一	廣德二(七六四)二 寶應一(七六一)四即位	建中一(七八〇)一 貞元一(七八五)十 六(七九〇)十 九(七九三)十	永貞一(八〇五)一即位	永貞一(八〇五)八即位
南郊	○ ¹² 月日	◎ ⁷	◎ ¹⁰ 至 ◎ ⁸ 至 ◎ ¹¹ 至 ◎ ⁵ 上		◎ ³ 上
太廟	◎ ¹³	◎ ⁶	◎ ⁹ ◎ ⁷ ◎ ¹⁰ ◎ ⁴		◎ ²
太清宮	◎ ²⁸	◎ ⁵	◎ ⁸ ◎ ⁶ ◎ ³		◎ ¹
他祭祀	◎ ¹⁰ 又◎ ¹¹ 籍田				
大赦	□ ¹⁴	□ ²¹	□ ¹⁰ □ ⁸ □ ¹¹ □ ⁵		□ ³
改元	□ ¹¹ 月日		□ ¹		
出典	會	□	□	□	□
	獻	□	□	□	□
	舊	廟・郊	郊清・廟	郊清・廟	郊清・廟
	新	廟・郊	郊清・廟	郊清・廟	郊清・廟
鑑	廟・郊	郊清・廟	郊 郊 郊		郊
備考	有司派遣の告代祭天 十日には新築の太廟に親詣す(『冊』30)	二月一日立太子	李懷光らの亂の平定を告げる		七月二十八日に軍國政事を勾當し、二十九日に天地社稷に告ぐ(『韓愈』順宗實錄』4)

懿宗	× ×	宣宗	武宗	文宗	敬宗	穆宗	×
咸通一(八六〇)十二 大中十三(八五九) 八即位		會昌六(八四六) 三即位 大中一(八四七)一 七(八五三)一	開成五(八四〇) 一即位 會昌一(八四二)一 五(八四五)一	寶曆二(八二六) 十二即位 大和三(八二九)十一	長慶四(八二四) 一即位 寶曆一(八二五)一	元和一五(八一〇) 一即位 長慶一(八二二)一	元和六(八一二)一
◎ ² 冬 _至	◎ ¹⁷ ◎ ¹⁷	◎ ³ 上 _辛 ◎ ⁹ 上 _辛	◎ ¹⁸ 冬 _至	◎ ⁷ 上 _辛 ○ ²³ 地 _天	◎ ⁴ 上 _辛 ○ ²⁹ 地 _天		
◎ ¹	◎ ¹⁶ ◎ ¹⁶	◎ ² ◎ ⁸	◎ ¹⁷	◎ ⁶ ◎ ²³	◎ ³ ○ ²⁹	◎ ¹⁵	
◎ ¹⁰ 月 ²⁹ 日	◎ ¹⁵ ◎ ¹⁵	◎ ¹ ◎ ⁷	◎ ¹⁶	◎ ⁵ ◎ ²³	◎ ² ○ ²⁹	◎ ¹⁴	
							籍田 ¹⁶
□ ²	□ ¹⁷ □ ¹⁷	□ ³ □ ⁹	□ ¹⁸	□ ⁷	□ ⁴		
□ ²	□ ¹⁷	□ ⁹		□ ⁷	□ ⁴		
□	□	□ □	□	□	□		
□	□	□ □	□	□	□		
廟・郊	廟・郊	廟・郊 廟・郊	郊	郊	郊清・廟		
郊清・廟	郊清・廟 郊清・廟	郊清・廟 郊清・廟	郊清・廟	郊清・廟	郊清・廟		
郊	郊 郊	郊 郊	郊	郊	郊		
舊紀には「有事於郊廟」とあり	大中元年の記録の重出 舊紀には「有事於郊廟」とあり	尊號を加える。舊紀には「有事於郊廟」とあり 舊紀には「有事於郊廟」とあり			社稷にも告ぐ。出典「冊」11	社稷にも告ぐ。出典「冊」11	計畫のみにて中止。出典「冊」115

哀帝	昭宗					僖宗			
天祐一(九〇四) 八即位	天祐二(九〇四)閏四	天復一(九〇二)四	乾寧四(八九七)二	龍紀一(八九九)十	文德一(八八八)三 三即位	文德一(八八八)二	乾符一(八七四)十	咸通十四(八七三)七即位	四(八六三)一
				◎ ²¹ 冬			◎ ⁷ 辛		◎ ⁷
	◎ ¹⁰	◎ ²²	◎	◎ ²⁰		◎ ²²	◎ ⁶	◎ ⁵ 冬	◎ ⁶
				◎ ¹⁹			◎ ⁵		◎ ⁵
	□ ¹¹	□ ²⁷	□ ²⁵	□ ²¹ 日附不明		□ ²²	□ ⁷		□ ⁷
	□ ¹¹		□ ²⁵			□ ²²	□ ⁵		
									□
									□
					郊				郊
	□	□	□	□	郊清・廟	□	郊清・廟		郊清・廟
			□	□	郊		郊		郊
			朱全忠と共に入京	改元は正月一日 立太子による華州の行廟での告饗 劉季進らのクーデタの平定を謝したものが			尊號を加える 二十一日に長安に戻り、焚毀した太廟に替えて行廟で行った告祭		一月八日辛未上辛

。南郊・太廟・太清宮欄の◎は親祭、○は有司攝事を示す。後者は即位に關係するもののみを記した。他祭祀欄には郊廟の親祭に關係する祭祀を掲げてある。各欄の右肩の數字は日附を示し、必要に応じて干支等を記入してある。

。大赦・改元欄及び出典欄の□は記事の存在を示す。大赦・改元欄の日附は右に同じ。出典欄の會は『唐會要』卷二三、獻は『文獻通考』卷九七で、これらは太廟の親祭のみの記録である。また、舊―『舊唐書』本紀、新―『新唐書』本紀、鑑―『資治通鑑』の一連の親祭については、そのうちのどの記録かを明らかにするため、太清宮―清、太廟―廟、南郊―郊の字を出典欄に記入した。備考欄の『冊』は『冊府元龜』の略。

。憲宗の×は計畫の中止、宣宗の××は前の記事の重出を示し、共に実際には行われなかった。

集』卷二所收のこの時の大赦文（冬至大禮大赦制）には「南郊・太清宮・太廟の應に行事を職掌すべき官」云々とあり、他の史料には見えない太清宮の祭祀を補うことができる。表一の太清宮はこれに據ったもので、その祭祀はおそらく太廟親享前日の九日に行われたであろう。

唐代の皇帝祭祀は大中小の三ランクに分れ、郊祀・宗廟は大祀に屬していたが、肅宗の上元元年（七六〇）閏四月以來中祀・小祀及び雜祀は停止されていた（『資治通鑑』卷二二二）。貞元二年（七八六）四月に德宗は、小祀であった風伯・雨師について中祀と同様に祝版の御署のあとに再拜するように定め、四年五月には中祀である五嶽・四鎮・四海・四瀆の祝版の御署を復活した（『冊府元龜』卷三四）。また六年二月には四五月に讀時令の禮を行うように命じ（『玉海』卷一二）、六月には小祀の五龍壇の祭祀を復活した。⁽¹⁵⁾以下に述べる郊廟の親祭とこれら各種祭祀の復活とは、德宗の祭祀に對する關心の高さを示すものであろう。

郊廟親祭に戻って、貞元六年の親祭の理由については、『舊唐書』德宗紀下同年條に

冬十月己亥、文武百寮・京城の道俗、抗表して徽號を請ふ。上曰く、朕は、春秋亢旱にして粟麥登らず、朕精誠もて祈禱し、甘雨を降すを獲、既に豐穰を致すを以て郊廟に告謝す。朕倘し禋祀に因りて徽號を受くれば、是れ爲に之を爲す有らん。固請を煩す勿れ。

とある。親祭そのものは九月一六日己卯の詔で決定したが（同書同紀）、それにあわせて群臣が徽號を上ろうとしたのに對し、德宗がそれを固辭したわけである。従つて右の文に據れば、抗旱による不作に對する德宗の祈雨により、甘雨があつて豐作となつたことが今回の親祭の具體的理由となる。甘雨と豐穰に對する告謝といふこの理由は、肅宗以來の諸事例と對比すると親祭の動機としていかにも平凡である。おそらく、前述の諸祭祀復活に見られるような皇帝祭祀充實の意欲が德宗にあり、その延長線で、自らの祈雨による豐作を契機とする今回の親祭が行われたのであろう。唐後半期では、德宗は皇帝祭祀の實施に最も熱心な皇帝であつた。長安を回復した德宗には、皇帝祭祀の充實や郊廟親祭の實施によつて

唐朝の安泰を天下に示すことが必要である、と感ぜられたのであろう。武后以來の政争を收拾して開元の治を開花させた玄宗が、郊廟その他の祭祀の實施に極めて熱心であったことと、その心情において一脈通ずる所があるのではなからうか。

最後に、貞元九年（七九三）冬至の親祭については、『冊府元龜』卷三四帝王部崇祭祀三同年條の原註に

初め、帝は是歲に年有^{あり}り、蠻夷朝貢せるを以て、親しく郊廟に告せんと思ふ。

とあり、『舊唐書』德宗紀下の親郊當日の大赦文には

皇靈は懷顧し、宗社は祐を垂れ、年穀は豊阜に、荒服は會同す。遠きは至り邇^{ちか}きは安んじ、中外感な若^{した}ひ、永く多祐を惟ひ、實に玄休を荷ふ。是を用て度みて禮章を奉じ、躬ら郊廟に薦め、克く因心之敬を展べ、報本之誠を申ぶるを獲ん。

とある。以上に據れば、この年に年穀豊阜で異民族も來朝したことが親祭の理由であった。後者については、郊祀直前の一〇月に環王國（林邑）が犀牛を獻じ、德宗がこれを太廟に見せたこともあったが（同書同紀下）、それよりも同年に劍南西川の羌女國王・哥鄰王・白狗王・弱水王・連租王弟・南水王姪が來朝したこと（同書同紀下及び南蠻傳）の方が重要であらう。唐の吐蕃・南詔離間策が奏功し、南詔が從來の吐蕃への臣従を改めて唐への歸屬の意志を表明したのがこの年で、羌女國等六國の唐への入朝もこのことと關係している。⁽¹⁷⁾従つて、親郊の理由とされる豊作と朝貢のうち、後者は吐蕃對策の成功という劃期的事實であった。しかるに、前者は貞元六年の場合とはほ同様の理由であり、ここでは皇帝による祈雨も見られない。この年の親祭は、貞元六年と同じ皇帝祭祀充實策の一環として行われたが、唐朝の對外關係改善の契機となる羌女國以下六國の入朝のあったことがその直接の動機となった、と見るべきであらう。

ところで、宋代には三年に一度大規模な親郊が行われ、首都の人々の耳目を集める盛儀となつていた。⁽¹⁸⁾その三年一郊について、『文獻通考』卷九九宗廟考九の末尾の案文は

唐中葉以後に至りて始めて制を定め、三歳一郊祀之時に於て、前二日太清宮・太廟に朝享し、次日方に南郊に有事す。

と記しており、三年一親郊の制度が唐中期以降に始まったように受取れる。すると、際だった特徴のない貞元六年・九年の親郊の存在は、その最初の例であるようにも思えてくる。しかし、これ以外に唐代で三年ごとに皇帝親郊が行われた例は、懿宗咸通元年・四年の場合が挙げられるのみである。つまり、三年一親郊の可能性を持つ唐代の事例は、徳宗と懿宗との二例に止まるのである。すると、貞元六年・九年の場合に、たとい一般的でも豊年・朝貢という一應の理由が立てられるのは無視できないのであって、宋代のような三年一親郊の慣例は唐後半には未だ成立していなかった、と言い得る。明らかに成立していたのは、郊祀に先立って行い太清宮・太廟の順の祭祀であった。『文獻通考』卷九九「至唐中葉以後始定制」の一文は、「前二日朝享太清宮」以下にかかる説明文と理解すべきである。その間の「於三歳一郊祀之時」は、宋代の事實に基く挿入句と解すべきであつて、唐後半の事實の説明と見るべきではなからう。⁽¹⁹⁾

以上の徳宗の郊廟親祭では、最初の二例にそれぞれ独自の理由を求め得るのに對して、後の二例の親祭の理由はやや一般的なものであつた。しかし、後二者を宋代の三年一親郊の先驅的な例と見做すことはできない。徳宗は郊廟以外の皇帝祭祀の復活にも強い意欲を燃やしており、その姿勢は、諸藩鎮と對抗する中で唐朝の主導權を回復しようとする、彼の政治課題と密接に結びついていたのであろう。

四 憲 宗

貞元二年(八〇五)正月に即位した順宗は、病弱をもつて八月に憲宗に讓位し、郊廟の親祭を行うことはなかった。八月四日庚子の讓位の詔(『舊唐書』順宗紀)に

而して天佑降らず、疾恙瘳る無し。將に何を以て宗廟之靈を奉り、郊禋之禮を展ぶるべけんや。

と、そのことを退位の理由の一つに擧げているのは、本稿の主旨から見て注意すべき点である。こうして即位した憲宗は、二年後の元和二年（八〇七）正月になって初めて一連の親祭を行った。前年に即位後の親祭を行わなかったのは、正月一九日甲申に順宗が崩御したからであろう。正月上辛にあわせて一連の親祭を舉行するとすれば、四日から六日にかけての日程となるが、その頃には順宗の病状が悪化していたので正月の親祭を見合せ、翌年にあらためて行ったのではなからうか。

憲宗の郊廟親祭は以上の一回に止まるが、元和五年（八一〇）一〇月二〇日丁亥の制では、翌年正月一四日の太清宮への朝獻、一五日の謁太廟、一六日の東郊での籍田が決定された。しかし、一月九日丙午の「江淮水旱之餘、河朔師旅之後を以て、宜しく物力を寛うし、以て元元を濟ふべし。」との制で、結局は停止された（『冊府元龜』卷一一五帝王部籍田）。こうして中止に終った籍田の親耕であるが、注目すべき点が二つある。一つは太清宮―太廟―籍田という日程で、親郊と同一の順で太清宮―太廟の祭祀が籍田に附随していることは一見して明らかである。このことは、太清宮や太廟の祭祀が、他の祭祀の前にその實行を祖靈に告げる告祭であったことを物語っている。太清宮は宗廟ではないが、唐朝の祖とされる老子の聖祖廟として、成立以來宗廟に類する祭場として扱われていた。⁽²⁰⁾従って、即位後最初の一連の親祭では、太清宮―太廟の祭祀は親郊の前の告祭（親告）であり、祭祀の重點は最終日の親郊にあったと考えられる。この点については、以下の諸事例でさらに検討しよう。

いま一つは、これが即位後最初の親耕ではないか、ということである。前述の如く、太宗・高宗や肅宗の時には最初の親郊の翌年正月に籍田の親耕が行われ、睿宗の時には中宗の喪の明けた正月に廟享・南郊と共に親耕が行われた。今度の籍田は親郊の四年後になるが、これに關した元和五年（八一〇）の太常修撰韋公肅の奏には、「籍田の禮廢されて已に五十餘年」云々とある（『冊府元龜』卷一一五）。元和五年から五十年前と言えば、肅宗乾元二年（七五九）の籍田がまさしくそれに該當する。つまり、代宗以後には籍田の親耕は行われておらず、元和六年の籍田は實施されていれば半世紀ぶりの復

活となるものであった。そうであれば、憲宗の即位後最初の親郊から籍田まで三、四年の間隔が空いても仕方がないのではないか。太宗・高宗・睿宗・肅宗そして憲宗と擧げてくると、必ずしも順調に行われたとは言えないが、最初の親郊のあとの籍田も、唐代の即位後の祭祀の一環として把えることができるであろう。

(五) 穆宗・敬宗・文宗

穆宗・敬宗の場合、いずれも即位翌年正月の親祭が在位中唯一の郊廟親祭となった。憲宗も順宗の不豫がなければ即位翌年に最初の親祭を行ったであろうから、徳宗の始めた即位翌年正月の親祭は、その後順當に受け継がれたのである。さらに注意しなければならないのは、穆宗の時に一連の祭祀の最後、親郊の當日に改元していることである。これまで即位翌年の踰年改元をした太宗・高宗・中宗（嗣聖と改元）・徳宗の諸帝は、すべて正月一日に改元していた。それがこの時には、最初の親祭にひきずられる形で改元が持ち越され、最初の親郊當日に大赦と改元とが併せて行われるようになったのである。このことは、即位翌年の一連の親祭が重要となり、かつその中で最後の郊祀が最も重視されていたことの現れと見るべきであろう。穆宗の一連の親祭の時に太中大夫から正議大夫に昇進した許遂忠なる人物がいるが、彼の墓誌に⁽²¹⁾

（元和十五年）十二月、太中大夫内侍省内侍に遷る。郊壇之盛禮に當たり、禁旅之殊效を賞され、允に忠恪に答へ、爰に寵光を増す。長慶元年、正議大夫に轉じ、高陽縣開國男に進封せられ、食邑三百戸たり。

とあり、昇進のきっかけとなった親祭を「郊壇之盛禮」つまり南郊の盛禮と述べている。このことは、一連の親祭の中心が南郊の親祀にあったことを明瞭に示しているよう。

文宗の場合、親祭が在位中に一度しか行われなかったことは穆宗・敬宗の時と同じであるが、それが即位の三年後に、正月ではなく冬至に行われた點が異例である。これについては、大和三年（八二九）十一月一八日の敕文（『文苑英華』卷四二八）に、即位後足かけ四年目であることを述べたあと

伐叛之師を興すに屬まび、未だ燔柴之禮に暇あらず。祖宗の保祐、上帝の監臨に頼り、氣懣澄清たりて弓戈囊載さる。今南至に因り、圓丘に有事し、誠敬を二儀に薦め、感慕を九廟に申べん。

と記している。叛亂征討のため即位後の親祭をこれまで行えなかつたが、祖宗・上帝の祐助で鎮定できたので冬至に當つて郊廟を親祭することにした、というのである。文宗が李同捷を討つて滄州・景州を中心とする河朔諸州を鎮定したのがこの年で、親祭が即位後四年目まで遅延したのは、このような諸藩鎮との戦鬪の故であった。代宗以後の諸帝の中で、最初の郊廟親祭が最も遅れたのが文宗であったが、その理由はこのような明確なものであった。従つて徳宗以後、即位の翌年に太清宮―太廟―南郊の順に親祭を行う慣例が確立した、と言ひ切ることができる。しかも穆宗以後は、大赦のみならず改元まで親郊當日に合わせて行ふようになったのである。

(六) 武宗

武宗は會昌元年と五年との二度の一連の親祭を行ったが、前者は即位翌年の親祭である。後者については『新唐書』武宗紀に

(會昌)五年正月己酉、羣臣尊號を上りて仁聖文武章天成功神德明道大孝皇帝と曰ふ。是日太清宮に朝獻し、庚戌太廟に朝享し、辛亥南郊に有事す。

とあり、群臣から尊號を上られたことに因る親祭であったことが判る。また『資治通鑑』卷二四八會昌四年九月條には乙亥(二五日)李德裕等尊號を上ることを請ひ、且つ言へり、古より帝王、大功を成せば必ず天地に告ぐ。又宣懿太后祔廟せるに、陛下未だ嘗て親謁せず、と。上懼然として曰く、郊廟之禮は誠に宜しく亟かに行ふべくも、微稱に至りては敢て當る所に非ず、と。凡そ五たび上表し、乃りて之を許す。

とある。尊號の件は前年九月から議論されていたわけであるが、その内容は後段に譲り、その前に同じ上言にある宣懿太

后のことから、當時の謁廟について一瞥しておこう。

謁廟は、漢代では即位の後に高祖廟に（後漢では翌日に光武帝の世祖廟にも）謁する禮として、即位儀禮に必須の儀禮であった。⁽²³⁾しかし、南朝には皇太子以外の者が帝位に即いた場合にのみ行う禮となり、⁽²⁴⁾唐では即位後の謁廟は玄宗のみが行った特殊な儀禮となっていた。⁽²⁵⁾このように、時代を降るに従って即位時の謁廟が見られなくなると、注目されるのは立太子時の謁廟である。しかし、唐代で唯一確認されるその事例は、武周聖曆元年（六九八）の中宗（當時は廬陵王）の返り咲きの時の謁廟であって、武后治政下に生じた特殊な事例であった。また皇后の謁廟を廟見というが、唐の廟見は高宗永徽六年（六五五）一〇月の則天武后立后時のもののみであり、これも特殊な政治状況下で敢行された可能性がある。⁽²⁶⁾従って、唐代で即位・立后・立太子等に關係した謁廟が史料に出てくる場合には、その内容を吟味する必要があるのである。

宣懿太后は武宗生母の穆宗章妃である。武宗は初め穆宗の光陵を開いて宣懿太后を祔葬しようとしたが、陵を發くことを中書門下に反對され、太后の舊陵を増築して福陵とし、その神主を太廟に祔することにした。太后の祔廟は即位の半年後の開成五年六月であるが、『舊唐書』武宗紀、太廟に親謁すべしという李德裕の論據の一つが宣懿太后の廟室に武宗が親謁していないということであるので、翌年正月の最初の親祭では武宗はその廟室に謁していなかったであろう。しかし、以下に示す會昌五年正月の親祭後の大赦文では宣懿太后の祔廟のことには觸れておらず、それが太廟親祭の主目的であったとは思われない。すると、太后の神主に武宗が親謁していないことに李德裕が言及したのは、親郊前日の太廟親告の際に宣懿太后への親謁を實現することができる、と武宗に勧めたことになるのではないか。前述のように、親郊の前の太清宮―太廟の祭祀は郊祀に向けての告祭であった。しかしこの頃には、それが謁廟の役割も兼ねることができる、という解釋も生じていたのではないか。親郊前日の廟享が祖廟に謁する謁廟に當たるという發想は、後の哀帝（昭宣帝）の場合に認めることができるが、右の宣懿太后に關する議論からも、同様の發想の存在が推定されるのである。

さて、會昌五年正月の親祭實施の理由については、その時の南郊赦文（『文苑英華』卷四二九所收のものが最も詳しい）に

①乃者虜衆は乖離し、部族は歎附し、帝子を瓊裘之所に收め、名王を冠帶之臣と爲すを致す。堅昆カキム來朝して萬里を遠しとせず、夷貊化に嚮ひて克く九州と同じくす。②重ねて上黨の狂童竊かに叛跡を襲うを以て、問罪之師既に集まり、元兇之首遂に梟せらる。〔中略〕此れ皆宗社靈を降して時政を助成す、豈に朕の涼德獨り厥の功を擅にせんや。而るに中外の誠臣、文武の多士、累ねて懇疏を陳べ、再び鴻名を擧げんとす。辭するも從ふを獲ず、此の虚美を被らん。是を用て清廟に虔告し、上玄に明禋す。

とある。①②については、右大赦文の後段に「回鶻を破る及び昭義を攻討する立功の節度使にして平章事を帶せざる者及び劉沔・李思忠には各一子に正員九品官を與ふ。」とあり、①がキルギスと協同しての回鶻平定、②が昭義藩鎮の招撫であったことが判る。⁽²⁷⁾これらが李德裕の言う「大功」に當たることは間違いない、それはそのまま群臣が武宗に尊號を上った理由であったであろう。尊號の進上が皇帝親祭の動機となった例はこれまでもあったが、⁽²⁸⁾尊號進上に至る直接の事由まで明らかになるものは無く、その點でこれは貴重な例といえる。また、従来は尊號進上に對して皇帝は太廟に親享するのみであったが、ここでは郊祀も親祀するに至っている。それだけ回鶻平定や昭義藩鎮の招撫が當時の唐朝にとって重大な出來事であった、とも言えるが、肅宗・代宗以後の親祭で郊祀が最重要視されるようになった結果である、とも言えるであろう。

(七) 宣 宗

大中元年正月の宣宗の即位翌年正月の親祭については、この時の大赦文『文苑英華』卷四三〇に

爰に首正に因り、克く彝典を擧げ、受命之纂緒を告げ、嚴配之盛儀を展ぶ。

とあり、この親郊が皇帝としての受命を天に告げる祭祀であることを明示している。このように、即位後最初の親郊の意義が史料の上で確認できるのは貴重である。

次に大中七年正月の親祭であるが、これは今の大中元年の親祭の重出である疑いがある。まず、親祭の日取は正月一日から一七日で大中元年と全く同一である。また、大中元年の大赦文は右の如く傳存しているが、大中七年の大赦文の内容を傳える史料は存在しない。そして、『唐會要』卷一三親饗廟には「宣宗一、大中元年正月」とあるのに對し、『文獻通考』卷九七宗廟考七唐諸帝親饗廟には「宣宗一、大中七年正月」とあって、共に宣宗の親祭を一回としながらその年次は違っている。これらの點から、大中元年正月一日から一七日にかけての親祭を何らかの史料が大中七年に誤繋し、それが踏襲されて今日に至っていることを想定し得るのである。

そこで、大中七年正月の親祭を傳える記事を掲げると、次の三點のみである。

a 春正月戊申、上は圜丘に祀り、天下に赦す。〔資治通鑑〕卷二四九

b 宣宗大中七年正月、南郊に有事す。〔冊府元龜〕卷二四

c 七年正月丙午、太清宮に朝獻し、丁未、太廟に朝享し、戊申、南郊に有事し、大赦す。〔新唐書〕宣宗紀

ほかに『唐會要』卷一〇上親拜郊にも記事があるがcの節略であり、『唐會要』本來の文ではない。以上のうちで最も詳しいのはcであるが、だからといって信頼し得る記事であるとは斷言できない。前述の如く、親郊の一七日は大中元年の親郊の日と同じである。徳宗以後の親郊の日取は、これら以外は冬至でなければ正月上辛であり、禮制上の郊祀の日がそのまま選ばれている。大中元年正月の親郊に一七日(甲寅)が選ばれた理由は説明し難いが、同様に大中七年の場合でも、正月一七日(戊申)に郊祀を行わなければならない理由は見出し難い。すると、大中元年正月一七日の親郊を大中七年正月一七日と誤傳した史料があつてbがそれを踏襲したか、或いはbが直接大中元年を七年と誤り、cが一七日を干支の戊申に改め、前例に則つて丙午太清宮と丁未太廟及び大赦との記事を作成して前後に挿入し、それをaが節略して記した、と考えることが出来るのではなからうか。

『新唐書』本紀は親郊を傳える時に、他の史料に増して丹念に前々日の太清宮、前日の太廟の記事を併記しているのが

特色である(表一参照)。大中七年についても、「戊申有事于南郊」の記事を核に前日・前々日の記事を加上し、さらに「大赦」の二字を末尾に添えて文章を整えたのではなからうか。何よりも、『新唐書』宣宗紀の同年の記事はcより他に存在しないのである。また前述のように、大中七年正月の親郊については大赦文も傳存せず、前後の記事を検討しても親祭を行うべき理由を求めることができない。唐後半期の中で、親祭の根據の最も薄弱な例と言わざるを得ないのである。このようなことから、大中七年正月の一連の親祭はもともと存在せず、大中元年正月一七日の親郊を七年正月一七日に誤繫した記事を『新唐書』や『資治通鑑』が採用した、と整理してよいのではなからうか。宣宗の郊廟親祭は、結局即位翌年の一回だけだったのである。⁽²⁹⁾

(八) 懿宗

懿宗の郊廟親祭に關しては、具體的にはほとんど何も判らない。咸通元年の親祭は從來の例に倣った即位翌年のものである。冬至に行われているのは從來の正月上辛に對して異例であるが、その理由は不明である。おそらく、何らかの政治的事情で正月に行うことが出來ず、冬至の郊天の時まで延期されたのであろう。興味深いのは改元も冬至當日まで延期されていることで、既に親郊―大赦改元の結びつきが強固になっていた様相が見てとれる。咸通四年正月の親祭についても、實施すべき適切な理由を見出すことは出來ないが、『冊府元龜』卷六三六銓選部考課二にこの時のものと思われる大赦文が節録されており、『舊唐書』懿宗紀にも親郊に伴う大赦の存在は傳えられている。従って大中七年の場合と違って、親郊の實施を疑う必要はない。

(九) 僖宗

僖宗朝の郊廟親祭については、初めに繫年の問題を解決しなければならず、しかもそれが當時の郊廟親祭の本質理解に

關係する。そこでこの段では、引用文は原文のままとする。

『冊府元龜』卷三十一帝王部奉先四には「乾符元年十一月庚寅、有事于郊廟。」とあり、『舊唐書』僖宗紀同年同月條には「庚寅、上有事於宗廟。」とある。これらを併せると、乾符元年冬至に郊廟の親祭が行われていたことになる。一方、『資治通鑑』卷二五二乾符二年正月條には「辛巳、^(卯)上祀園丘、赦天下。」とあり、『新唐書』僖宗紀には「(乾符)二年正月己丑、朝獻于太清宮。庚寅、朝享于太廟。辛卯、有事于南郊、大赦。」とある。これらに據れば、乾符二年正月上辛を中心に一連の親祭が行われたことになる。當時の親郊の重要性から見ると、近接した時点で二度も親郊が行われたとは思われず、以上のいずれかの繫年月が誤りであるとも考えられる。『唐大詔令集』卷七二には「乾符二年南郊赦」文があり、その内容から、この年の正月七日上辛に親郊が行われたことは誤りない。それでは元年冬至の親祭の方が誤りであるかという点、簡単にそうとも言えないのである。

乾符二年正月の親郊を説く『資治通鑑』卷二五二の前年冬至條を見ると、「十一月庚寅、日南至。羣臣上尊號曰聖神聰睿仁哲孝皇帝、改元。」とあり、『新唐書』僖宗紀にも「十一月庚寅改元、羣臣上尊號曰聖神聰睿仁哲明孝皇帝。」とあって、乾符元年冬至における尊號の進上と改元とが伝えられている。これまでの諸例から、これら二事が親祭と關係していることは明らかなので、乾符元年冬至の親祭そのものは否定できない。そこで『舊唐書』僖宗紀を見直してみると、「庚寅、上有事於宗廟。」とあって宗廟(太廟)での禮が行われたことになっている。従來の例でも尊號が進上された時には皇帝は主に太廟に親享しており、冬至は通常は郊天の日であるが、ここでの太廟の親祭を否定するには及ばない。實は、この時に郊廟の親祭が行われたとするのは『冊府元龜』だけなのである。前出の卷三一のほか、卷一五帝王部年號には「僖宗以咸通十四年七月二十日即位。明年十一月庚寅郊廟禮畢、大赦改元乾符。」とあり、卷三四帝王部崇祭祀三には「僖宗乾符元年十一月庚寅、有事於南郊。」とあり、卷九一帝王部赦宥十には「僖宗乾符元年十一月、有事於郊廟、禮畢、御丹鳳樓大赦改元。」とある。このうち、當日の親祭を南郊としているのは卷三四だけで、あとはすべて「郊廟」である。そこで、

「郊廟」とあるのは當日が多至であることに引きずられた誤りであり、実際には太廟の祭祀しか行われなかった、と考えたらどうであろうか。卷三四は郊廟を南郊と重ねて誤った、と見るのである。そうすれば、『冊府元龜』の「郊廟」を『舊唐書』僖宗紀に従って「宗廟」または「太廟」と訂正するだけで、兩唐書の僖宗紀と『資治通鑑』との記事をすべて否定することなく、整合的に解釋することが出来るのである。

また『唐大詔令集』卷七二には、乾符二年正月親郊時の大赦文である長文の「乾符二年南郊赦」があり、文中にそれ以前の大赦文を幾つか引用している。中で最も年代の近いのが、「前年十月十二日」の赦文または赦書と「前年十一月十二日」の赦令または赦書で、引用回数は各二回である。『唐代詔敕目錄』（池田溫編、東洋文庫、一九八一年）でこれらと日附の一致する赦文を探すと、咸通一四年一〇月二日の天下大赦文が該当する。すると、「前年十一月十二日」の赦令（赦文）は「十月十二日」の誤記と見るべく、乾符二年正月の大赦文では、最も年代の近い過去の大赦文として二年前の咸通一四年一〇月の文を四回引用していたことになる。今日の感覺では乾符二年の前年は元年のことになるが、この大赦文では乾符元年九月の赦文を「九月四日降郊禮赦」と記し、前年と断つてはいない。正月の大赦文に九月とあれば、前年の九月であるのは明白だからであろう。武宗會昌五年正月・宣宗大中元年正月の大赦文でも、それぞれ前年九月の郊禮赦（後述）を特に「前年」とは記していない。

以上要するに、咸通一四年一〇月以後の大赦文は、乾符二年正月の大赦文の引用の対象となっていないのである。乾符元年冬至に親郊が行われていれば、従来の例から見て大赦も行われていたであろうから、乾符元年の親郊は元來存在しなかったのである。つまり僖宗の場合には、即位二年後の乾符二年正月に太清宮―太廟―南郊の順の親祭が行われ、乾符元年の冬至には尊號の進上に伴う太廟の親祭のみが行われたのである。³⁰⁾ おそらく、當初乾符元年に一連の親祭が豫定されたが、何らかの事情で太廟の親祭と改元との實施に止まり、一連の親祭は翌年正月に更けて行われたのであろう。その間の事情については、今は明らかにすることができない。

右の考證に用いた郊禮赦は、唐後半の親祭を考える上でも重要である。乾符二年正月の南郊赦文では、大赦の除外例を列記した中に

九月四日に郊禮赦を降して従り後の流貶、及び引決せるに妄りに寃を稱する人等、並びに重ねて推覆せる囚徒は、并せて此の限りに在らず。

とあった。管見では郊禮赦という用語の初出は武宗會昌五年正月親郊の大赦文で、「從九月二十九日降郊禮赦後流貶人、不在此例。」とある（『文苑英華』卷四二九）。また宣宗大中元年正月の大赦文にも、「從九月二十二日降郊禮赦後流貶、及引決妄稱寃人等、并重推覆囚徒、並不在此例。」と、乾符二年の南郊赦文とほぼ同じ文がある（同書卷四三〇）。いずれも親祭に伴う大赦が慣例化する中で、親祭決定後の流罪處分者を大赦の適用から除外する旨を述べたものであるが、以上から武宗の頃には正月の親祭が實施四箇月前の九月には決定公布されていたことが判明する。そしてそれが郊禮赦と呼ばれていることは、一連の親祭の重點が最終日の郊天にあることを明示しているのである。

郊禮赦に直接言及した史料は以上の三點に止まるが、『冊府元龜』卷六二二刑法部定律令四の元和二五年（八二〇）一二月の赦には、

郊禮日ごとに近く、奸人の恩赦を翹望する有るを恐る。今日従り來年正月三日に至る以前、京畿の應に姦非盜賊有るは、法に准じて處分し、赦原之限りに在らざるべし。縦し諸軍使に屬さば、亦府縣に委ね、律に依りて科斷せよ。

とある。これは、穆宗最初の一連の親祭の前月に出されたもので、文中にある三日は親郊の前日に當たる。ここでは、二月段階で翌年正月の一連の親祭の實施は周知のことになっていたわけである。また、前に觸れた徳宗貞元六年冬至の親祭では、二箇月前の九月一六日の詔で親祭の實施が公布されていた。従って、郊禮赦に相當するものは、徳宗・穆宗の時に出ていたのである。ただし、文宗のように即位翌年の親郊を行ひ得なかつた皇帝もその後に出ており、一連の親祭が四箇月前に公布されるようになったのは、やはり武宗の時からであろう。徳宗の時に比べてその決定公布が二箇月繰り上

り、宣宗・僖宗と踏襲されていることは注意すべき点である。

その後黃巢の亂で長安を追われた僖宗は、死の前月の文徳元年（八八八）二月二日己丑に長安に戻り、翌日庚寅に太廟に謁して大赦改元した。このことは『新唐書』僖宗紀にしか見えない。しかし前年には、燒盡した太廟を長安歸還に先立って立て直すことになり、當面本格的な再建を見送って少府監の大廳を太廟に當てるようにしたことは、『冊府元龜』卷三二帝王部奉先四及び『舊唐書』僖宗紀に見えており、僖宗の還京による太廟親謁の事實を疑う必要はない。同様の例は肅宗の所で既に述べたし、また次の昭宗の場合にも指摘することができる。

(H) 昭宗

昭宗の即位翌年の親祭の日取は史料によって區區であるが、『新唐書』昭宗紀及び『資治通鑑』卷二五八に従って、郊祀を龍紀元年（八八九）一月二日己酉の冬至當日とするのが素直であらう。⁽³¹⁾正月でなく冬至に行われた理由は不明であるが、懿宗・僖宗・昭宗と續けて即位翌年の親郊を冬至に行ったことになる。但し、懿宗・僖宗は改元も冬至に行っているが、昭宗は親郊に先立って正月一日に改元しているので、或いは皇帝の権力の低下などから、親郊の期日を冬至まで延期せざるを得なかったのかも知れない。『舊唐書』昭宗紀にはこの時の親祭の狀況が詳述されているが、楊復恭らの宦官が初めて法服を着て大禮に参加したことが特記されている。宦官の側近としての進出ふりが知られるであらう。⁽³²⁾以後昭宗には親郊はなく、行廟を含めて四回の宗廟に關する親祭がある。唐の權威は既に地に墜ち、有力者に伴われての祭祀であるが、一應瞥見しておこう。

乾寧四年（八九七）二月の廟享については、『資治通鑑』卷二六一に「己未天下に赦し、上は行廟に饗す。」とあり、胡三省は『舊唐書』昭宗紀乾寧三年二月條に據って、「時に華州に駐蹕す。太常禮院は權かちに行廟を立て、以て告廟に備へんことを請ふ。」と註している。また、『新唐書』昭宗紀乾寧四年二月條には、「己未、徳王裕（裕）を立てて皇太子と

爲す。大赦し、行廟に饗す。」とある。前年の七月以來、昭宗は鳳翔の李茂貞の軍を避け、華州節度使韓建に依つてその衙城を行宮としていた。そこでの立太子に應じて、昭宗が謁廟したものである。これに關連して、同書同紀光化三年（九〇〇）條には「四月辛未、皇后及び皇太子は太廟に享す。」とあり、『舊唐書』同紀にも「辛未、皇后・太子九廟に謁す。」とある。このように、皇太子・皇后とも長安に戻つて謁廟している。何皇后の立后は光化元年（八九八）四月、昭宗の長安歸還は同年八月で、皇后・皇太子の謁廟は長安歸還から二年近く經つて行われた。その理由は明らかではないが、乾寧四年二月の昭宗の廟享（饗）が立太子に關連した行事であつたことは誤りない。⁽³³⁾

ところが、光化三年十一月に昭宗を廢して太子裕を立てようとする左右神策軍中尉劉季述・王仲先のクーデタが起り、昭宗・何皇后は幽閉された。しかし一二月に朱全忠らに救出され、昭宗は翌年正月朔日に帝位に復して朝賀を受け、四月二日甲戌に謁廟、二五日丁丑に大赦して天復と改元した（『資治通鑑』卷二六二、『舊唐書』昭宗紀は大赦も二二日とする）。その大赦文に「上玄は假するに良時を以てし、高廟は其の英斷を付す。」とあるので（『唐大詔令集』卷五「改元天復赦」、太廟では祖宗の佑助を謝したのであろう。ただし、『舊唐書』昭宗紀では昭宗救出劇の主役は朱全忠であるが、この大赦文で反正の功を讃えられているのは専ら李茂貞である。天復年間に入つてから朱全忠に代つて李茂貞が昭宗に影響力を行行使得る立場を獲得して謁廟、改元させ、大赦文中に自分の功績を盛り込ませたのであろうか。

その後昭宗は鳳翔まで拉致されるが、天復三年（九〇三）正月までに李茂貞は朱全忠に敗れて屈服し、昭宗は朱全忠に伴われて長安に戻つた。『舊唐書』昭宗紀同月條は

己巳、京師に入る。天子は素服もて太廟に哭し、服を改め冕旒もて九廟に謁す。禮畢り、長樂樓に御して大赦し、百寮は賀を稱す。

と傳えている。ここに見える廟祭の性格は、次の例を見てから考察したい。

翌天祐元年（九〇四）には昭宗は朱全忠に洛陽への移住を強制され、閏四月一〇日甲辰に洛陽の太廟に謁し翌日に大赦

して天祐と改元した。『冊府元龜』卷九一帝王部赦宥十同年同月條所載のこの時の大赦文には

今年孟夏初吉、法駕を備へて分陝を離れ、百官を列して雒郊に幸し、此の殷繁に都し、良に嘉慰多し。太廟に謝罪し、憂傷驚懷し、端門に登御し、軫側興感す。

とある。文中に「謝罪太廟」とあるのが、入洛後の謁廟のことである。これが謝罪であることから推すと、天復三年正月の長安における素服哭廟も祖靈に謝罪するための禮であった。初めに見たように、肅宗も至徳二載一〇月に長安に戻った時に素服して太廟の燒跡に哭していた。

しかし、天復三年の場合には天祐元年や肅宗の時に無い、「改服冕旒謁九廟」という哭廟とは別の禮が続いている。そこで冕旒に著目して『大唐開元禮』卷三序例下衣服を見ると、

衮冕、白珠を垂れ、十有二旒（中略）。享廟・謁廟及び上將を朝遣し、征還して飲至し、踐祚・加元服・納后、若しくは元日の受朝及び臨軒して王公を冊拜するに則ち之を服す。

とあって、謁廟にも衮冕十二旒を用いるという。すると、天復三年の「謁九廟」の冕旒もこの衮冕十二旒のことではないか。右の引用文の儀禮はすべて開元禮の吉禮または嘉禮の儀禮であり、そうであれば、昭宗は素服という凶服から冕旒という吉服に着換えて、太廟で二種の儀禮を行ったのである。言い換えれば、太廟の中で凶禮から吉禮または嘉禮への轉換が行われたのである。

一つの儀禮の中で凶禮から吉禮への轉換が行われる、ということ直ちに想到するのは即位儀禮である。漢代でも唐代でも、皇室の即位は先帝の柩前で行われ、その途中で皇帝が喪服から吉服に着換えるという凶禮から吉禮への轉換が見られた。⁽³⁴⁾すると、天復三年正月の昭宗の太廟の禮は、凶禮としての哭廟と吉禮または嘉禮としての謁廟とが組み合わさった即位類似の儀禮であった、と考えられるのではなからうか。前述の天復元年の謁廟後の大赦文は李茂貞の功績を賞揚するものであったが、對照的に天祐元年の洛陽での大赦文は、朱全忠を中心とする人々への厚遇と李茂貞への非難とで綴られ

ている。天復三年には昭宗は朱全忠の手中にあった。そこで、この段階で朱全忠が殊更に凶禮——吉禮（嘉禮）という形の儀禮を昭宗に行わせ、彼の撥亂反正の功を周圍に誇示した、と考えることが出来るのではなからうか。

些末な考證に終始したが、以上にして大過なければ、昭宗の親祭には郊廟の儀禮に對する皇帝の主體性の喪失が、ことごと示されていたことになる。

(四) 哀帝（昭宣帝）

哀帝の場合、初め即位翌年の天祐二年（九〇五）一月九日甲午に親祭を行うこととしたが、朱全忠の壓力で十一月九日癸酉冬至に延期された。さらに翌年正月上辛に延期され、それも停止されて親祭を行うことなく朱全忠の梁への禪讓を餘儀なくされた。その過程はかつて略述したことがあるので、本稿ではあらためて注目すべき二、三の點についての説明を加えておく。なお、最初の親祭を一〇月とした理由は明らかではないが、冬至の親祭を早めようとしたものであるとすれば、懿宗以後の即位翌年冬至の親祭の日程が、哀帝にも繼承されていたことになる。

太微宮使柳璨は、天祐二年六月四日辛卯に上奏して

伏して以へらく、今年十月九日陛下南禋に親事するに、先に聖祖廟に謁す。弘道觀は既に未だ修葺せず、玄元觀又北山に在り。若し車駕城を出づれば、禮に便穩に非ず。今只だ北邙山上の老君廟一所のみを留めんと欲す。其の玄元觀は、請ふらくは都城に折入し、清化坊内に於て太微宮を建置し、以て車駕の行事に備へよ。

と述べた（『舊唐書』哀帝紀）。洛陽にいる哀帝は、親事南禋すなわち親郊の前に太微宮に謁する必要があるが、そのために北邙山上の玄元觀を宮城東側の清化坊に移築しよう、というのである。玄元皇帝廟が洛陽の積善坊に置かれたのは天寶元年（七四二）正月、それが太微宮と改められたのが翌年の三月である（『舊唐書』卷二四禮儀志四）。これをわざわざ北山（北邙山）から移築するというのは、⁽³⁶⁾積善坊の太微宮が崩壊するか焼失していたからであろう。注意しなければならぬの

は、その場所として宮城南方のものと積善坊ではなく、東方の清化坊が選ばれていることである。長安の太清宮は宮城東の大寧坊にあり、これによって哀帝の一連の親祭のルートは、長安における太清宮―太廟―南郊の順に對應することになる。唐後半期の皇帝による一連の親祭において、その空間の移動にも大きな意味のあったことを、よく示す事實であるといえよう。

次いで、一旦一九日癸酉冬至に延期された親郊は、五日前の一四日戊辰に南郊壇で豫行演習をするまでに漕ぎつけるが、『舊唐書』哀帝紀に

而るに裴迪大梁より廻りて言ふ、全忠は蔣玄暉・張廷範・柳璨等の唐祚を延ばさんと謀りて郊天改元せんと欲するを怒る、と。玄暉・柳璨大いに懼る。庚午赦して曰く、先に此月十九日南郊に親禮するを定む。吉辰を定むると雖も、改卜も亦故事あり。宜しく改めて來年正月上辛を取るべし、所司に付せよ。

とあり、一六日庚午つまり太微宮での朝獻の前日になって急遽中止されてしまう。ここで「謀延唐祚而欲郊天改元」とあり、前引の柳璨の太微宮建置の上奏に「陛下親事南禮」とあるように、一連の親祭の重點は最後の南郊にあった⁽³⁷⁾。また、「郊天改元」と連記されているように、この頃では親郊當日の改元も慣例として確立していたと言える。哀帝は改元することなく、昭宗の天祐の年號を用いたまま帝位を朱全忠に譲るが、改元できなかった制度上の理由としては、親郊―改元の慣例化が擧げられるのである。

最後に、同書同紀同年一二月條に

庚戌赦すらく、朕は謬りて丕圖を荷ひ、禮に合に郊廟に親謁すべきを以て、先に來年正月上辛の用事を定むるも、今は宮闈の内亂を以て醜聲を播べ、慙惡之容を以て祖宗之廟に入り難し。其れ明年上辛の郊廟に親謁するは宜しく停むべし。

とあり、哀帝の親祭は遂に停止された。ここで「宮闈内亂」とあるのは、何太后（昭宗何皇后）が禪讓後の本人や哀帝の

身の安全を、宮人を通して柳璨・蔣玄暉に依頼したことを指す。朱全忠は唐朝への加擔者として蔣玄暉を殺すと共に、玄暉に私通したとして何太后をも殺害した。これによる親祭停止は強迫以外の何物でもないが、「難以慙惡之容、入於祖宗之廟。……親謁郊廟宜停。」とあるように、ここで親郊前日の廟祭を恰も即位後の謁廟のように表現していることに注意したい。唐代には原則として即位後の謁廟は存在せず、また前述のように親郊前日の廟祭は、他祭祀の親祭に伴う告祭であった。しかし第六節で論じたように、武宗の頃には一連の親祭中の廟享に謁廟の性格を重ね合わせる議論が登場してきた。おそらく、即位翌年の一連の親祭が確立する中で、そこにおける廟祭が即位後の謁廟の禮に相當する、という意識または解釋が生じてきたのであろう。³⁸⁾唐後半の皇帝親祭は南郊を中心としつつ、宗廟の祭祀も役割の評価を變えながら存續してきた、と言わべきである。

三 おわりに

以上、長きに亘ったが肅宗以後の皇帝の郊廟親祭について検討してきた。この時期の皇帝祭祀の特徴は、何よりも太清宮―太廟―南郊の一連の祭祀が確立したことであり、またその親祭が即位したばかりの皇帝にとって重要な儀禮となっていたことである。肅宗の場合は曆法の改正に、代宗の場合は立太子にあわせて一連の祭祀が行われたが、徳宗以後は即位翌年正月の一連の親祭が定例となり、大赦改元も同時に實施されるようになった。徳宗の時には改元は正月一日に行われ、大赦のみが南郊當日に發布されたが、穆宗の時から親郊の終わるその日に大赦と改元とが同時に行われるようになった。本稿では觸れ得なかったが、その大赦は次第に長文となり、新帝の施政方針演説のような傾向を強めてくる。その點で、兩税法が徳宗最初の一連の親祭の時に發布されたことは注目されてよいであろう。新たに即位した皇帝とこれら祭祀との關係はこうして密切になり、懿宗の時には即位翌年の親祭は冬至に行われたが、改元もこの時初めて行われた。僖宗の場合、即位翌年の冬至には尊號の進上に伴う謁廟のみが行われたが、改元も同時に行われ、本來この時に親郊の豫定さ

れていたことが窺われる。哀帝は國祚を譲るまで改元することなく終ったが、その理由の一つは親郊が實施できなかったことにある。

また、機會あるごとに指摘しておいたが、太清宮—太廟—南郊と續く一連の祭祀のうち、最も重要な祭祀は最後の南郊祀であった。太清宮は遠祖老子の聖祖廟として、宗廟に準ずる扱いを受けていた。憲宗の場合のように籍田の前に太清宮—太廟の祭祀が組まれていた例もあり、これらが郊祀や籍田の前の告祭に當たることは疑いない。そもそも、一連の祭祀は一部の例外を除いて、正月上辛や冬至という南郊の正祭にあわせた日取が設定されていた。『資治通鑑』等が一連の祭祀のうちで親郊のみを記載しているのは、そうした状況に對應しているのである。太清宮の祭祀が皇帝の祭祀に加わるからといって、唐代における道教の祭祀の意義を過大評價することはできない。

筆者はかつて睿宗・玄宗の例について、最初の親郊が天からの受命の符に答える告天の意義を有していたことを指摘しておいた。⁽³⁹⁾ 徳宗以後の場合、最初の親郊が受命の符に答えるものであることは玄宗の親郊大赦文に述べられていたし、哀帝の場合も最初の親郊が告天の意義を有することを示す事例であったと言い得る。また哀帝の例や武宗會昌五年の親祭をめぐる議論から、親郊の前の太廟での親告が謁廟の意義を帯びるようになったことも窺うことができた。⁽⁴⁰⁾ このように、唐代の中においても時代の進展に應じた祭祀解釋、祭祀形態の變化を見ることができるのである。

その点で見逃せないのは、太清宮が長安城東北隅の大寧坊に置かれたことで、皇帝祭祀を長安市民の居住區に引き出す効果を生んだ。⁽⁴¹⁾ わが圓仁の『入唐求法巡禮行記』卷三は、會昌元年正月の武宗の最初の親郊について

八日、早朝に城を出で、南郊壇に幸す。壇は明德門前に在り。諸衛及び左右軍廿萬衆相隨ふ。諸の奇異の事は計ふるに勝り可からず。

と記している。また『佛祖統紀』卷四二には、懿宗咸通一四年（八七三）の法門寺から長安への迎佛骨⁽⁴²⁾について

十四年三月、浮圖の寶帳・綵幡・華蓋を造り、兩街に敕して鳳翔に往きて佛骨を迎へしむ。三百里間に車馬絶へず。

(中略) 四月八日佛骨至り、導くに禁兵を以てす。公私の音楽儀衛之盛、南郊に過ぐ。

とある。これらから見て、唐後半の皇帝親郊の盛儀は長安市民の環視の中で行われた、と言い得るであろう。唐では、則天武后の時から郊廟の親祭に大赦改元が随伴するようになった。⁽⁴³⁾ その大赦改元によって、郊廟親祭は天下に周知のこととなる。後半期には、その上にさらに太清宫—太廟—南郊の鹵簿の移動が加わるのであり、皇帝親祭に對する長安市民の關心は高まったに違いない。このような形で、祭祀そのものの勵行よりも、それを盛儀として實行することの方に、皇帝の關心も移っていったであろう。一言でいえば、祭祀の世俗化の方向が顯著になってきたのである。

拙稿 a b 及び本稿の検討によつて、唐代の皇帝親祭による宗廟の祭祀がすべて臨時の告祭であり、定期的な正祭である禘祫・時祭の親祭が皆無であることも明らかとなった。この點は、正史の禮儀志では窺い知ることのできない唐代皇帝祭祀の特色である。しかし、魏晉から南朝にかけては宗廟の時祭も親祭で行われたことが確認され、東晉に二年に一度正月に郊祀を行う二年一郊の制度が確立すると、これもほぼ皇帝の親祭で勵行された。この時代には、郊廟の祭祀は設定された日取で行うことに意味があったのである。⁽⁴⁴⁾ 然るに、唐代では特に郊祀の回數が増大した分だけ、逆に皇帝の祭祀は特別になった。⁽⁴⁵⁾ 次の宋代では、三年に一度皇帝が南郊または明堂を親祀する三年一郊の制度が採られたので、一見すると南朝と宋とで定期的な親郊が行われ、その間の唐代の親祭はこれらと異質であったようである。しかし、宋代では正月・孟冬・冬至の圓丘での郊祀や季秋の明堂での昊天上帝の祭祀は、通常は有司攝事で行われた。また、宋代の親郊は景靈宮—太廟—南郊の順で行われており、それが唐後半の親祭の繼承であることは言うまでもない。⁽⁴⁶⁾ 宋代の三年一郊の親祀のあり方は、唐代における有司攝事と一連の親祭との確立抜きには考えられないのである。

本稿及び拙稿 a b の検討結果から言い得ることは以上である。唐一代における郊廟祭祀の變化は、筆者にとつても豫想以上に大きいものであった。その變化の一つの原因は太清宫の祭祀の導入であるが、いま一つは唐初における郊祀の強化とそれに伴つて活用された有司攝事であった。しかるに、魏晉南朝の皇帝祭祀では有司攝事の意圖的な活用は見られな

い。ここから、唐代における有司攝事利用の前提として、北朝の存在とそこにおける北族の祭祀と中國の祭祀との併存という問題が浮上してくる。他日を期する所以である。

註

- (1) 拙稿bでは、収録に当たって「唐代における皇帝の郊廟親祭 その(2)」の副題を削除した。なお、郊祀とは天の祭祀と地の祭祀とを指すが、唐代で地の郊祀を皇帝が親祀したのは睿宗太極元年(七一二)五月の一例があるのみである。本稿では天の郊祀について可能な限り天郊・南郊等と書き表わすが、実際は當時でも郊祀を天郊(南郊)と同義に用いることが多かった。また宗廟には各種あるが、太祖の神主を安置する太廟が皇帝親享の中心となる。本稿では、宗廟の制度を一般的に記す場合などに宗廟の語を用い、太廟の廟享を述べる際にはそのまま太廟の語を用いる。
- (2) 皇帝が即位後に宗廟に謁する謁廟の禮は漢代では盛んに行われたが、唐代では玄宗のみが行った。これが玄宗―睿宗―太平公主間の抗争の中で生まれた特殊な例であったことについては、拙稿「唐玄宗の謁廟の禮について」『山梨大學教育學部研究報告』第四二號、一九九二年、参照。また本文二一頁参照。
- (3) 肅宗即位と玄宗退位とにまつわる複雑微妙な事情については、岡野誠「唐玄宗の蜀蒙塵路について」『明治大學社會科學研究所紀要』第三二卷第一號、一九九三年、及び同稿に掲げられた諸論考に據られたい。
- (4) 宗廟の告祭の一つに、他の祭祀の前(稀に後)にその實施を告げる場合のあることについては、拙稿a及びbを参照。
- (5) 『資治通鑑』卷二二〇は張氏立后を三月六日戊寅とするが、『舊唐書』肅宗紀は四月八日己酉とする。大赦文からは太廟の再建と立后との間に關連のあることが理解されるので、後者に従って張氏立后を乾元元年四月のことと考えたい。同書卷五二肅宗張皇后傳にも四月とある。
- (6) 開元二〇年(七三二)頒行の開元禮では郊天の配侑帝は高祖李淵で、代宗寶應元年(七六二)に至って、北周受禪の際に唐國公を追封された太祖景皇帝李虎が、天地の郊祀の配侑帝とされた(『舊唐書』卷二禮儀志一)。
- (7) 拙稿a参照。
- (8) 拙稿「唐代皇帝祭祀の親祭と有司攝事」『東洋史研究』第四七卷第二號、一九八八年、六六頁。この時の親祭宣言は一月一八日己亥にあり、親祭までの期間は十日で親郊としては極めて短い。前日の一七日は冬至で、その日の通常の郊祀が行われるのを待つて翌月朔日の親郊を宣言したからである。なお、年號廢止の決定そのものは九月二一日壬寅に湖裡、新しい紀年法は歲首とした一月相當の建子月から實施されている。因みに、九月二一日發布の大赦文には「國之大

事、郊祀爲先。」とあり(『唐大詔令集』卷四「去上元年號赦」)、祭祀における郊祀重視が明言されている。

- (9) 『唐大詔令集』卷六九及び『冊府元龜』卷八七所載のものが最も詳しい。親郊と大赦との間は丁度六十日でやや開いているが、大赦文中では春を迎えて天候が順調であることを述べており、改元・親郊の後に天の德澤の及ぶのを見て大赦した、と解することができる。

- (10) 『唐大詔令集』卷六九「廣德二年南郊赦」。『冊府元龜』卷八八所収の文もほぼ同文だが雙方に出入があり、前者の缺を後者が補う場合が多い。なお、邵説の表では皇太子の冊立を二月二日とするが、『舊唐書』代宗紀は立太子を二月乙巳朔日としており、以後の祭祀の日取も一日ずつ繰上がっている。
- (11) 『冊府元龜』卷二六帝王部感應には、この時の親祭について

代宗廣德二年二月丁亥、親拜南郊。初上將饗太廟、齊之夕、歲星爲太白同躔、辟而不犯。司天臺夏官正徐承嗣上言曰、(中略)今日四日、(中略)陛下展禮齋宮、陰騰又蔽、星擬土錯、不露其瑕、及廟宿精誠、天容若鏡。とある。難解な文章で、本稿で内容を充分に検討する餘裕はないが、親祭の前の齋もろひを具體的に傳えた貴重な一文であるので、取り敢えず紹介しておく。

- (12) 代宗から傳宗までの一一代の皇帝は、正式に皇后を立てることがなかった(入谷仙介『王維研究』創文社、一九七六年、一五四—一六〇頁参照)。また敬宗逝去の時から、皇帝崩御の直前に宦官の手で皇太子や皇太弟が決められることが多く

なる。従って、敬宗以後は在位中に皇后・皇太子を共に持たない皇帝が続くことになるが(文宗・昭宗は皇太子を一時立てた)、徳宗から敬宗までの諸皇帝は、憲宗を除いて先帝在位中に皇太子となっていない。

- (13) 註(8)所掲拙稿八三頁註(29)。
- (14) 唐代の大祀・中祀・小祀のうち、大祀・中祀では皇帝が諱を祝版に自署する御署の儀式が行われた。拙稿「唐代の大祀・中祀・小祀について」、『高知大學學術研究報告』第二五卷人文科學第二號、一九七六年、参照。

- (15) 唐代の讀時令の實施狀況については、拙稿「則天武后の明堂について——その政治的性格の検討——」唐代史研究會編『律令制——中國朝鮮の法と國家』所收、汲古書院、一九八六年、第五節「告朔と讀時令」参照。また五龍壇については註(14)所掲拙稿一八—一九頁註(7)参照。

- (16) 拙稿b及び「唐代皇帝祭祀の二つの事例——太宗貞觀一七一年の場合と玄宗開元一一年の場合——」『中國古代の法と社會』栗原益男先生古稀記念論集』所收、汲古書院、一九八八年、参照。なお玄宗朝に編集された『大唐開元禮』は、當初は『大唐六典』と共に集賢院に藏せられて行用せず、徳宗朝から次第に行用するようになった。内藤乾吉「唐六典の行用について」『東方學報』京都』第七冊、一九三六年、同氏『中國法制史考證』に再録、有斐閣、一九六三年、参照。

- (17) 藤澤義美『西南中國民族史の研究』大安、一九六九年、前編「南詔國成立史の研究」三一—三三四頁参照。また羌女國(東女國)以下六國の所在地については、李紹明「唐代西

山諸羌考略」『四川大學學報』一九八〇年第一期、参照。

- (18) 宋代の三年一郊の親祀については、梅原郁「皇帝・祭祀・國都」中村賢二郎編『歴史のなかの都市——續都市の社會史——』所收、ミネルヴァ書房、一九八六年、参照。また、孟元老著入矢義高・梅原郁譯注『東京夢華錄——宋代の都市と生活——』岩波書店、一九八三年、の卷一〇「冬至」の譯注も有益である。

- (19) 筆者は、舊稿「中國古代における皇帝祭祀の一考察」(『史學雜誌』第八七編第二號、一九七八年六一—六二頁註(18))において、三年一親郊の制度が唐後半期に成立した可能性を示唆した。しかし、本文で述べたようにその可能性は存在しない。舊稿の推測の誤りを謹んでお詫びする次第である。

- (20) 拙稿b参照。

- (21) 李域錚「西安東郊出土唐許遂忠墓誌」『考古與文物』一九八五年第六期。

- (22) 在位中の皇帝に尊號(徽號)を贈る習慣は唐代に始まり、かつ盛んに行われるようになった。これについては戸崎哲彦氏に以下のような一連の勞作がある。「古代中國の君主號と『尊號』——『尊號』の起源と尊號制度の成立を中心に——」「彦根論叢」第二六九號、一九九一年。「唐代君主號制度に由来する『尊號』とその別稱——唐から清、および日本における用語と用法——」同誌第二七〇・二七一合併號、同年。「唐代皇帝受冊尊號儀の復元——唐代皇帝即位儀禮の復元に向かって——」(b)(r)、同誌第二七二號、二七三・二七四合併號、同年。「唐代尊號制度の構造」同誌第二七八號、一九九

二年。

- (23) 西嶋定生「漢代における即位儀禮——とくに帝位繼承のばあいについて——」『榎博士還曆記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五年。同氏「中國古代國家と東アジア世界」に再録、東京大學出版會、一九八三年、参照。

- (24) 註(19)所掲拙稿参照。

- (25) 註(2)所掲拙稿参照。なお、唐の太宗・玄宗・肅宗は即位後に告天の禮を有司攝事で行った。その意義に關する私見については、拙稿「唐の太宗・肅宗等の即位について——讓位による即位の手續きの検討」『山梨大學教育學部研究報告』第四六號、一九九六年、参照。本稿では即位儀禮については積極的に取上げないので、先行論文についても同稿を参照された。

- (26) 拙稿「唐朝帝室の謁廟について——皇帝・皇太子・皇后——」『堀敏一先生古稀記念 中國古代の國家と民衆』所收、汲古書院、一九九五年、参照。ほかに松浦千春氏に「漢より唐に至る帝位繼承と皇太子——謁廟の禮を中心に——」『歴史』第八〇輯、一九九三年、の高論があるが、中宗立太子時の謁廟を特別な例と見るか否かで、拙論と見解を異にする。

- (27) ①の「帝子」とは回鶻に嫁していた太和公主で、會昌三年(八四三)回鶻の烏介可汗が破れた時に唐軍に救出された。「名王」とは回鶻の王子にして有力者であった嚙沒斯で(『新唐書』回鶻傳下)、李思忠は彼が唐に降つてから賜わった姓名である。また②に「元凶之首遂梟」とあるのは、劉稭・楊弁等の斬首をさす(『文苑英華』卷四二九)。

(28) その最初の例は、中宗神龍元年(七〇五)十一月の大廟親享である。拙稿a参照。

(29) 親祭を契機に會昌七年が大元年に改められているので、それが大中元年を七年と誤記する誘因となったのかも知れない。

(30) 『舊唐書』僖宗紀には、本文に引いた乾符元年(咸通一五年)十一月庚寅條に續けて、「宰相蕭倣兼司空弘文館大學士太清宮使」とある。宗廟の親祭のあとの記事でもあり、その前後に太清宮の親祭のあったことも想定される。しかし、この頃には太清宮使は加官として頻繁に用いられており、この点だけで太清宮の親祭の存在を主張するわけにはいかない。唐代の太清宮については丁煌「唐代道教太清宮制度考」(出)、國立成功大學歷史系『歷史學報』第六號・第七號、一九七九〜八〇年、の專論があり、その下篇には「附表一 天寶以後唐宰相領太清・太微宮使職人名簡表」がある。なお、本論文は妹尾達彦氏の御好意によって入手した。厚く御禮申上げた。

(31) 『舊唐書』昭宗紀によれば、十一月二四日壬子に太清宮に朝獻、二五日癸丑に太廟に朝享、二六日甲寅に南郊に親祭となり、『冊府元龜』卷三四帝王部崇祭祀三でも南郊を一月甲寅とする。さらに『新唐書』昭宗紀大中七年正月條の親祭記事の作爲性を指摘したことからすれば、昭宗の親祭についても『舊唐書』昭宗紀に従うべきかも知れない。しかし、一月甲寅が冬至となるのは翌年の大順元年のことで、同紀は誤ってそれを前年冬至の干支としたのであろう。なお、『冊

府元龜』卷九二帝王部赦宥一〇では親郊と大赦とを一月三日辛卯とするが、『新唐書』や『資治通鑑』に従って大赦も二一日冬至とすべきであらう。

(32) 『舊唐書』昭宗紀龍紀元年一月辛亥條から甲寅條まで。

長文なので引用は省略する。『新唐書』同紀との干支の齟齬は前註に述べた通りであるが、一連の親祭の前に武德殿に宿齋すること(己酉冬至の二日後の二三日辛亥とする)、太清宮の朝獻で太常卿が皇帝の行事を贊導すること等、親祭の細部が確認できることは貴重である。

(33) 註(26)所掲拙稿参照。

(34) 註(23)所掲西嶋氏論文、及び尾形勇「中國の即位儀禮」

『東アジア世界における日本古代史講座』第九卷所收、學生社、一九八二年、参照。

(35) 註(19)所掲拙稿四一〜四三頁。

(36) 北邨山玄元觀は、杜甫の「冬日洛城北調玄元皇帝廟」詩に詠われる。註(30)所掲丁氏論文上二九三頁では高宗乾封元年(六六六)の所造とするが、根拠は示されていない。また、宋の康駢『劇談錄』卷下「老君廟畫」には、「東都北邨山有玄元觀、南有老君廟。」とあり、北邨山の南北に玄元觀と老君廟とがあつた。清化坊に移築されたのは、北側の玄元觀であつたのであろう。

(37) 『資治通鑑』卷二六五同年條に

五月禮院奏、皇帝登位、應祀南郊。敕用十月甲午行之。とあるように、親郊が一〇月に設定された最初の時でも、南郊の日取が基準とされていた。

- (38) 本文で觸れた天祐二年六月辛卯の柳璨の上奏には、「今年十月九日陛下親事南禱、先謁聖祖廟。」とあり、太微宮(太清宮)での告祭も「謁廟」と表現している。
- (39) 註(19)所掲拙稿四四〇四七頁。
- (40) このような解釋が生じたのは、一連の親祭における親郊前の太廟の告祭が皇帝の親告だったからであろう。『大唐開元禮』では、親郊の場合でも事前の告廟を行うのは太尉であって皇帝ではない。
- (41) 妹尾達彦「唐代長安の盛り場中」『史流』第三〇號、一九八九年、同氏「唐長安城の儀禮空間——皇帝儀禮の舞臺を中心に——」『東洋文化』第七二號、一九九二年、參照。
- (42) 法門寺から佛骨を迎えての唐代長安の舍利供養について は、氣賀澤保規「扶風法門寺の歴史と現狀——佛舍利の來た寺」『佛教藝術』第一七九號、一九八八年、參照。
- (43) 註(15)所掲拙稿參照。
- (44) 拙稿「後漢—南朝における皇帝の郊廟親祭について」『唐史論叢編纂委員會編『春史下麟錫教授還曆紀念唐史論叢』所收、韓國大邱市、一九九五年、參照。
- (45) 註(8)所掲拙稿參照。
- (46) 宋代には、昊天上帝と別に感生帝を正月上辛に圓丘で祀ることも行われた。この祭祀も有司攝事であったと思われる。また、唐の太清宮に當たる景靈宮は、宋代の國家的な道教崇拜の中で宗廟と同格視された。山内弘一「北宋時代の神御殿と景靈宮」『東方學』第七〇輯、一九八五年、參照。また、同氏「北宋時代の郊祀」『史學雜誌』第九二編第一號、一九八三年、及び「北宋時代の太廟」『上智史學』第三五號、一九九〇年、をも參照。なお、宋代では老子の生地とされる亳州の老子廟が太清宮として尊崇された。

lived in the late Tang period, comprised the highest areas. As for the two hills in the East City, the northern one was occupied by the emperor and the central one was developed mainly by officials.

THE CULT OF HEAVEN AND THE IMPERIAL ANCESTRAL CULT IN THE LATTER HALF OF THE TANG DYNASTY

KANEKO Shuichi

In this paper I examine the changes of the Cult of Heaven (in the Suburban Sacrifices) and the Emperors' Ancestral Cult (in the Ancestral Temple) during the latter half of the Tang dynasty. My results are as follows:

In the mid-Tang period, Xuan-zong 玄宗 initiated the serial rites of the Taiqing-palace 太清宮 (Laozi-temple), the Ancestral Temple and the first Suburban Sacrifices. De-zong 德宗 performed these serial rites in the first month of the year following his accession to the throne. Following this precedent, each emperor performed the succession-to-the-next-year serial rites. De-zong proclaimed his era name on New Year's Day, and granted a general amnesty on the day of the Suburban Sacrifice. Mu-zong 穆宗, however, proclaimed his era name and granted a general amnesty both on the day of the Suburban Sacrifice. Yi-zong 懿宗 performed the succession-to-the-next-year serial rites on the day of the winter solstice, and also proclaimed his era name on that day.

In sum, the succession-to-the-next-year serial rites were established in the latter part of the Tang dynasty. These rites appealed in particular to the citizens of the Tang capital, Chang'an. In the Southern Dynasties, many emperors had performed the Suburban Sacrifices and the rites of the imperial Ancestral Cult regularly. However, under the Tang, these rituals were transformed to high festivals which many emperors in the latter half of the Tang performed only one time during each reign. The imperial rites were transformed to secular festivals through the period of the Tang dynasty.